

薬 発 第 43



昭和48年1月16日

各都道府県知事 殿

厚生省薬務局長

医薬品再評価に関し、資料提出を必要とする有効成分等の範囲について一その6(通知)

医薬品再評価の実施については、昭和46年ノ2月ノ6日付薬発第ノノク9号をもって通知したところであるが、同通知に基づき下記に該当する品目について、その資料を昭和48年4月ノ6日までに提出するよう貴管下関係業者に周知徹底方よろしくお願いする。

記

単味剤である医療用医薬品であって、別記の有効成分を含有するもの。ただし、外用剤を除く。

別 記

1 鎮 痛 剤

次に掲げるものまたはその塩類

- (1) キノフェン
- (2) オキシフェンブタゾン
フェニルブタゾン
フルフェナム酸
メフェナム酸
- (3) イブフェナック
インドメタシン
グラフェニン
クロロブタノール
ブコローム
ベンジダミン

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を
標榜するものを含む。

2 肝臓障害用剤

次に掲げるものまたはその塩類

- (1) アスパラギン酸
アセチルシステインチオラクトン
システイン

ホモシステインチオラクトン

(2) 4-アミノ-5-イミダゾールカルボキサミド

グリチルリチン

プロトホルフィリン

(3) 肝臓加水分解物

リボ核酸分解物

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。

3 循環器用剤

次に掲げるものまたはその塩類

(1) オキシメルクリン-メトキシジアリルフェノキシ酢酸ナトリウム

クロルメロドリン

マーキュロフィリン

マーサリルテオフィリン

メラルライドナトリウム

メルカプトメリン

(2) キネサゾン

クロロチアジド

チクロチアジド

チクロペンチアジド

トリクロルメチアジド

ヒドロクロロチアジド

ヒドロフルメチアジド

ベンチルヒドロクロロチアジド

ベンツチアジド

ベンドロフルメチアジド

ポリチアジド

メチクロチアジド

(3) クロフェナミド

クロルタリドン

クロロジスルファミントルエン

(4) アセタゾラミド

(5) スピロノラクトン

トリアムデレン

(6) アミノメトラジン

エタクリン酸

クロレキシロン

トリアミノトリアジン

尿 素

フロセミド

上記有効成分を含有する医薬品であって、他の薬効を標榜するものを含む。